

健康福祉委員会
令和5年9月27日
福祉部 資料50番
所管 蒲田生活福祉課

令和5年度生活保護基準（生活扶助基準）の改定について

1 生活保護基準の改定（令和5年10月1日実施）

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られるよう、5年に一度の頻度で定期的な検証を行っています。国は、令和5年度の生活扶助基準額を、令和4年に行われた厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検証結果等を踏まえて見直しました。

その内容は、基準部会による検証結果を反映させることを基本としつつ、新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる生活への影響を踏まえて、当面2年間（令和5～6年度）は、以下の臨時的・特例的な措置を実施することにしました。この結果、基準額が減額となる世帯はありません。

なお、令和7年度以降の生活扶助基準については、令和7年度予算の編成過程において改めて検討が行われます。

（臨時的・特例的な措置について）

- （1）基準部会による検証結果の反映後に一人当たり月額1,000円を特例的に加算する。
- （2）（1）の措置をしても現行の基準額より減額となる世帯については、現行の基準額を保障する措置を講ずる。

2 見直し後の生活扶助基準額の計算方法について

見直し後の基準額は、以下の計算方法で算出する。

$\text{第1類} \times \text{第1類逓減率} + \text{第2類} + \text{生活扶助本体に係る経過的加算} + \text{特例加算}$
（基準部会の検証結果の反映部分） （臨時的・特例的な措置部分）

第1類（1級地1（大田区）の場合）

0歳～2歳	44,580円
3歳～5歳	44,580円
6歳～11歳	46,460円
12歳～17歳	49,270円
18歳～19歳	46,930円
20歳～40歳	46,930円

41歳～59歳	46,930円
60歳～64歳	46,930円
65歳～69歳	46,460円
70歳～74歳	46,460円
75歳以上	39,890円

第1類逓減率（6人以上は記載省略）

単身	2人	3人	4人	5人
1.00	0.87	0.75	0.66	0.59

第2類（6人以上は記載省略）

単身	2人	3人	4人	5人
27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円

経過的加算（6人以上は記載省略）

年齢別	世帯人員別				
	単身	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	150円	550円	0円	980円	2,340円
3歳～5歳	150円	550円	0円	0円	250円
6歳～11歳	0円	0円	0円	0円	0円
12歳～17歳	0円	0円	530円	2,230円	3,810円
18歳～19歳	1,330円	890円	2,290円	3,770円	5,190円
20歳～40歳	700円	890円	670円	2,240円	3,730円
41歳～59歳	1,520円	890円	0円	470円	2,060円
60歳～64歳	1,160円	890円	0円	0円	960円
65歳～69歳	1,630円	0円	0円	0円	1,230円
70歳～74歳	0円	0円	0円	0円	0円
75歳以上	3,220円	1,460円	390円	320円	1,630円

特例加算

1人あたり月額	1,000円
---------	--------